

施設使用料改定のお知らせ

消費税法の一部改正に伴い、**令和元年10月1日以降に窓口申請（支払）をするもの**につきましては、下記のとおり新料金に改定されますので、ご理解ご協力いただきますよう、お願いいたします。

大宮工房館 新旧料金表（市内料金一覧）

単位＝円

利用施設	午前		午後		夜間		午前＋午後		午後＋夜間		全日	
	9時～12時		13時～17時		18時～21時30分		9時～17時		13時～21時30分		9時～21時30分	
	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新
第1ワークスタジオ	1,020	1,040	1,330	1,360	1,550	1,580	2,350	2,400	2,820	2,880	3,850	3,920
第2ワークスタジオ	920	940	1,230	1,250	1,430	1,460	2,150	2,190	2,620	2,670	3,520	3,590
アトリエ	1,130	1,150	1,430	1,460	1,670	1,700	2,560	2,610	3,050	3,110	4,170	4,250
研修室	1,020	1,040	1,330	1,360	1,550	1,580	2,350	2,400	2,820	2,880	3,850	3,920
第1多目的ルーム	920	940	1,230	1,250	1,430	1,460	2,150	2,190	2,620	2,670	3,520	3,590
第2多目的ルーム	1,230	1,250	1,540	1,570	1,790	1,830	2,770	2,820	3,270	3,330	4,490	4,570
会議室	410	410	610	620	710	730	1,020	1,030	1,300	1,330	1,700	1,730

備品・附属設備の新旧料金表は裏面（別紙）をご覧ください。

【使用料改定に関するQ&A】

Q：備品・附属設備の使用料も変わりますか？

A：裏面（別紙）の備品・附属設備の新旧料金表をご覧ください。

Q：令和元年10月1日より前に予約システムで申込をした場合はどのようになりますか？

A：予約システムでは改定前の旧料金が表示されますが、実際にお支払いいただく料金は施設の窓口で申請（使用料の支払）をする日によって異なりますので、ご注意ください。

○令和元年9月30日までの窓口申請（支払）・・・旧料金が適用されます。

○令和元年10月1日以降の窓口申請（支払）・・・新料金が適用されます。

Q：令和元年10月1日以降に利用施設を変更した場合はどのようになりますか？

A：令和元年10月1日以降に変更の申し出をした場合は、変更後の施設使用料に新料金が適用されます。

なお、令和元年9月30日までに変更の申し出をした場合は、変更後の施設使用料も旧料金が適用されます。

Q：令和元年10月1日以降に利用施設を追加した場合はどのようになりますか？

A：令和元年10月1日以降に追加申請した施設使用料は新料金が適用されます。

なお、旧料金で支払い済みの施設使用料は変更されません。

大宮工房館

大宮工房館
備品・附属設備 新旧料金表

名称		単位	使用料(1回につき)		備考
			旧料金	新料金	
舞台・音響・映像設備・その他	講演台	1式	510円	520円	花台を含む。
	拡声装置	1式	1,540円	1,570円	多目的ルームのみ
	データプロジェクター	1式	560円	570円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1式	560円	570円	
	七宝焼用電気窯	1台	510円	520円	
	陶芸用電気ろくろ	1台	510円	520円	
	陶芸用電気窯(大)(素焼き)	1回	4,110円	4,190円	
	陶芸用電気窯(大)(本焼き)	1回	6,170円	6,280円	
	陶芸用電気窯(小)(素焼き)	1回	2,050円	2,090円	
	陶芸用電気窯(小)(本焼き)	1回	3,080円	3,140円	
持込電気器具(1台につき)	1キロワット	40円	40円	1キロワット未満の端数は、切り上げる。	

備考

- 午前、午後又は夜間の利用をもって1回、午前+午後又は午後+夜間の利用をもって2回、全日の利用をもって3回の利用として計算します。
- 陶芸用電気窯の使用料については、素焼き、本焼きそれぞれ窯入れから窯出しまでを1回の利用として計算します。